

白河市過疎地域等空家事業転用改修支援補助金交付要綱

令和5年11月17日要綱第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎地域等における空家の利活用促進を図るとともに、地域の活性化を推進するため、空家を事業用途に転用する改修等を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 白河市空家バンク設置要綱（平成28年白河市告示第177号。以下「設置要綱」という。）第3条第2項の規定による登録を受けた空家をいう。
- (2) 過疎地域等 白河市過疎地域持続的発展計画に定められた区域及びそれに準じた計画に定められた区域
- (3) 所有者 過疎地域等に所在する空家を所有する者をいう。
- (4) 購入者 過疎地域等に所在する空家を購入した者をいう。
- (5) 賃借者 過疎地域等に所在する空家を賃借した者をいう。
- (6) 改修 空家を店舗又は併用住宅に転用するために必要な改修をいう。
- (7) 家財処分 残置された家財の撤去、運搬及び処分をいう。
- (8) 補助事業者 本事業を実施する購入者又は賃借者をいう。

(交付対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、補助事業者が行う空家の改修に係る費用及び家財処分費用とする。ただし、この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に改修等に係る補助金（白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成26年白河市告示第105号）に係る補助金を除く。）の交付を受けている空家は、この限りでない。

(補助の要件)

第4条 本事業における補助金の交付要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該空家において地域活性化に資する事業を行うこと。
- (2) 市区町村税又は法人税の滞納がないこと。
- (3) 補助金の交付申請は、購入又は賃借した日から起算して12箇月以内かつ補助対象の工事が完了してから行うこと。
- (4) 空家を賃借する場合は、改修又は家財処分の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得ること。
- (5) 補助の対象とする空家は、本事業を実施する前後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。
- (6) 本事業を実施しようとする者は、改修又は家財処分の着手前に、第6条第1項に掲げる書類を市長に提出し事前審査を受けること。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による交付を行わないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者であるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の率及び限度額)

第5条 本事業の対象経費に係る補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率	限度額
空家の改修に係る費用及び空家の家財処分に係る費用	4分の3	2,000,000円

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の事前審査)

第6条 第4条第1項第6号に規定する事前審査を受けようとする者は、白河市過疎地域等空家事業転用改修支援補助金事前審査書(第1号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 改修又は家財処分に係る見積書の写し
- (2) 改修又は家財処分に係る施工前の写真
- (3) 改修部位を明記した平面図

2 市長は、前項による事前審査により、当該事業が補助要件を満たしている場合は、白河市過疎地域等空家事業転用改修支援補助金認定書(第2号様式)による認定を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条第1項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 改修又は家財処分に係る契約書、工事の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修に係る施工前及び施工後の写真(空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。)
- (3) 改修部位を明記した平面図(空家の改修に係る費用の補助を受ける場合に限る。)
- (4) 処分した家財の写真(空家の家財処分に係る費用の補助を受ける場合に限る。)
- (5) 建築基準法第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証(同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。)
- (6) 所有者の同意書(賃借者による改修の場合に限る。)
- (7) 直近の市区町村の納税証明書(法人の場合は、法人税の納税証明書)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号及び第2号の添付書類の提出は、省略するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定後5年以内に事業を廃止した場合は、次に掲げるときを除

き、補助金の一部又は全部を返還させる条件を付すものとする。

(1) 事業主（個人事業者に限る。）が死亡したとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告書の省略）

第9条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、省略するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第24条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月17日から施行する。